

被災宅地危険度判定士 資格要件申告書

わたくしは、奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に定める、
資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件

裏面から該当する要件を記入する。

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

申告者氏名（自署）

該当する資格要件

該当するものいずれか 1 つの記号を表面口に記入し、指定された証明書を添付してください。

<p>ア 大学卒業者：宅造令第 17 条第 1 項、都計規則第 19 条第 1 号イ該当</p> <p>大学（短大を除く。）又は旧大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書</p>
<p>イ 3 年課程の短期大学卒業者：宅造令第 17 条第 2 号、都計規則第 19 条第 1 号ロ該当</p> <p>短大において、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>
<p>ウ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第 17 条第 3 号、都計規則第 19 条第 1 号ハ該当</p> <p>前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>
<p>エ 高等学校卒業者：宅造令第 17 条第 4 号、都計規則第 19 条第 1 号ニ該当</p> <p>高等学校又は旧中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>
<p>オ 大学院等在学経験者：宅造令第 17 条第 5 号告示 1 号、都計規則第 19 条第 1 号チ告示第 38 号該当</p> <p>大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書</p>
<p>カ 技術士：宅造令第 17 条第 5 号告示第 2 号、都計規則第 19 条第 1 号ホ告示第 39 号該当</p> <p>技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書（様式第 3 号 技術部門を建設部門とする場合は、不要）</p>
<p>キ 一級建築士：宅造令第 17 条第 5 号告示第 3 号、都計規則第 19 条第 1 号ヘ該当</p> <p>一級建築士の資格を有する者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>一級建築士登録証の写し</p>
<p>ク 認定講習（登録講習機関の講習を含む）修了者：宅造令第 17 条第 5 号告示第 4 号、都計規則第 19 条第 1 号ト該当</p> <p>土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者</p> <p>必要な添付書類</p>	<p>認定講習会等修了証の写し 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは「昭和 37 年 3 月 29 日付建設省告示第 1005 号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示 38」とあるのは、「昭和 45 年 1 月 12 日付建設省告示第 38 号」を、「都計告示 39」とあるのは、「昭和 45 年 1 月 12 日付建設省告示第 39 号」を表す。

「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 この申告書は、「被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第3条第1項第1号に該当すると記入された方（①の欄に○をつけた方）のみ提出してください。
②、③または④の欄に○をつけた方は、この申告書を提出する必要はありません。
- 2 各欄の記入手順
 - (1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に該当する記号を記入してください。なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択し、記入してください。
 - (2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
 - (3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方
「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」は、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。
また、添付していただいた証明書で資格要件として必要な学科課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書(又はこれに準ずる証明書)」の追加添付をお願いすることがあります。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。）
 - (4) 資格要件「カ」に該当する方
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
 - (5) 「実務経験証明書（様式第3号）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。
 - (6) 提出年月日は、講習会の開催日を記入してください。
 - (7) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、捺印は必要ありません。